

第 1 次

豊島区

困難女性支援基本計画 (素案)



区長あいさつ

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 基本的な考え方	2
(1) 策定の趣旨	2
(2) 基本理念	2
(3) 支援対象者	3
2 計画の性格	4
3 計画の期間	5
4 計画の体系図（目標と施策の方向、施策）	6
第2章 困難な問題を抱える女性への支援の現状.....	7
1 困難な問題を抱える女性を取り巻く状況	8
2 関係機関・民間団体への調査結果	18
第3章 計画の内容.....	19
1 早期発見から自立まで切れ目ない多様な支援の提供	20
2 様々な困難を抱える女性への施策の推進	23
3 多様な主体による支援体制整備	28
第4章 計画の推進.....	33
1 計画の推進体制	34
2 評価・進捗管理	34
参考資料.....	36

第 1 章 計画の策定にあたって



1 基本的な考え方

(1)策定の趣旨

人権尊重やジェンダー平等の意識が浸透し、法や制度の整備が進んできた現在においても、なお、女性であることにより、日常生活や社会生活を営む上で、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性などさまざまな事情から、困難な問題に直面する女性は少なくありません。

こうした女性に対する支援の実施のため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下、「法」という。)(令和4年法律第52号)」が制定され、令和6年4月に施行されました。

これまで、対象者が「女性であること」に着目した福祉的な支援のための施策は、旧売春防止法(昭和31年法律第118号)に基づく婦人保護に関する施策が中心で、売春を行うおそれのある「要保護女子」の「保護更生」を目的とするものでした。

法は、「女性の福祉の増進」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等(ジェンダー平等)」を基本理念とし、困難な問題を抱える女性本人の意思を尊重した支援を、関係機関や民間団体との協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすることが明示されました。

令和5年3月、法第7条第1項に基づき定められた「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下、「基本方針」という。)」が公示されました。この基本方針が、都道府県や区市町村が困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画を策定する際の指針となります。

豊島区は、これまでも、コロナ禍により若年女性の孤立や貧困などの課題が顕在化したことを受け、生きづらさを抱える若年女性の現状を把握し、各分野が連携しながら、スピード感をもって対策を検討していくため、令和3年1月に「すずらんスマイルプロジェクト」を立ち上げ、支援につなげる取組みを進めていました。

また、令和5年10月には法第15条に基づく「支援調整会議」を先行し、若年女性版の試行モデルとして、全国に先駆けて「すずらん・ネット会議」を立上げ、若年女性支援に係る12の民間団体と協議・意見交換を実施し、顔の見える関係づくりを進めてきました。

このような背景のもと、困難な問題を抱える女性の早期把握から自立までの切れ目のない支援、多様化・複雑化する課題への対応、多様な主体による支援体制の整備などを総合的かつ体系的に推進するために、「豊島区困難女性支援基本計画」を策定しました。

(2)基本理念

すべての人の人権擁護とジェンダー平等の理念のもと、行政及び関係機関、民間団体等の協働により、困難な問題を抱える女性がその意思を尊重されつつ、早期から切れ目なく、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられる環境を整えることにより、福祉を増進し、すべての人が安心、かつ自立して暮らせる社会の実現を目指します。



(3)支援対象者

法第2条では、支援対象者となる「困難な問題を抱える女性」を、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)としています。また基本方針では、女性が、女性であることにより、「性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害」に遭遇しやすい状況にあることや、「予期せぬ妊娠等」の女性特有の問題が存在することの他、「不安定な就労状況、経済的困窮、孤立など」の社会経済的困難に陥るおそれがあること等を挙げ、これらの状況に当てはまる女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、支援の対象者としています。

本計画では、区の施策の及ぶ範囲で、基本方針の例示に基づき、様々な要因で生きづらさを抱える女性(性自認)を支援の対象とします。



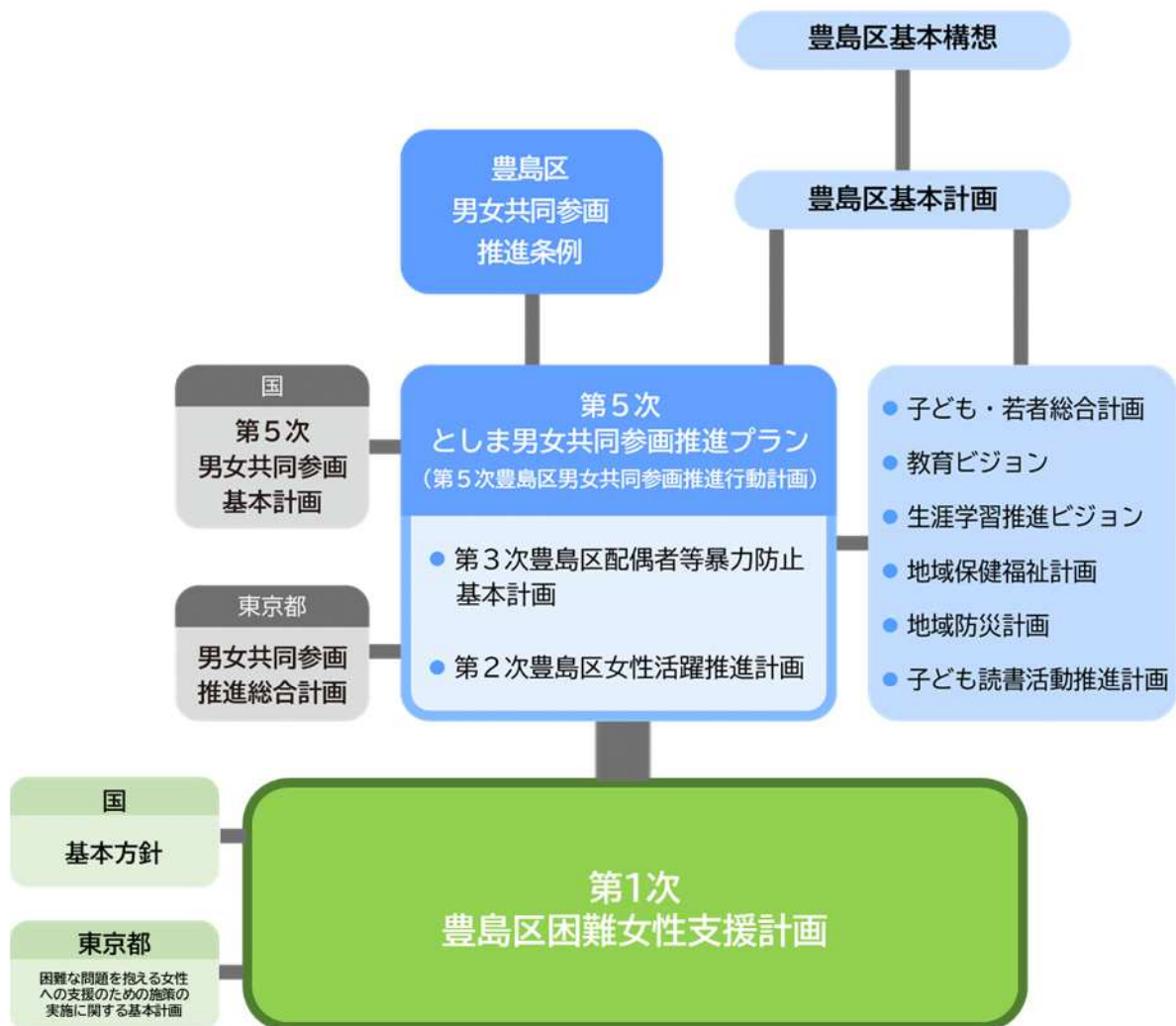
2 計画の性格

本計画は、法第8条第3項に基づく、市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画として位置付けます。

同法に基づく、国の基本方針や東京都が策定する計画のほか、令和7年3月に策定する「豊島区基本構想」「豊島区基本計画」の趣旨を踏まえて策定しています。

本計画は、「すべての人が互いの人権と多様性を尊重し、共に暮らせるまち～ジェンダー平等の実現を目指して～」を将来像に掲げる「としま男女共同参画推進プラン」に関連する計画としての性格も有します。

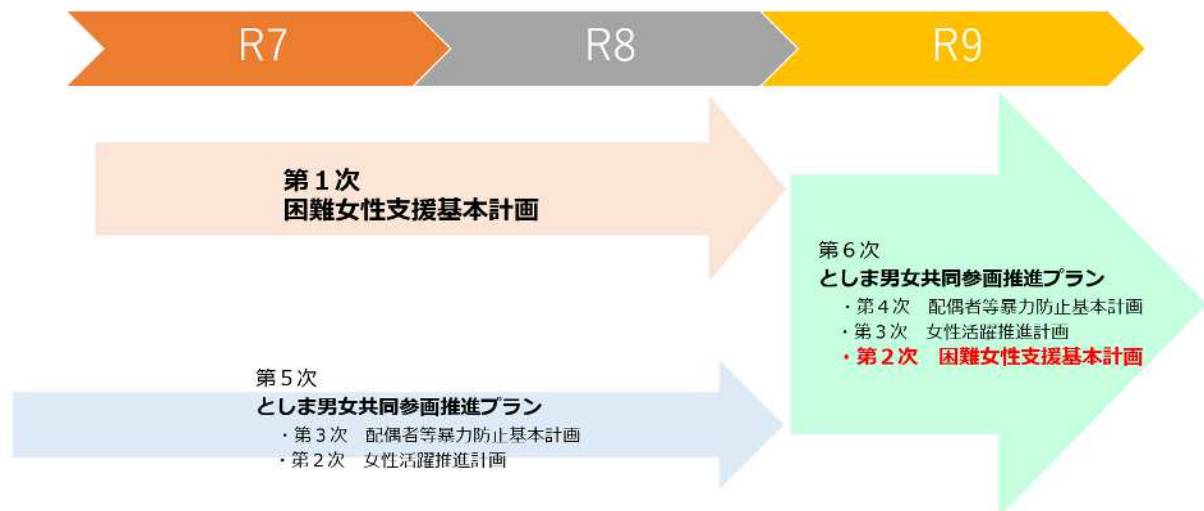
施策の推進にあたっては、「としま男女共同参画推進プラン」やその他の区の関連する計画と連携し、計画の円滑で効果的な推進を図ります。



3 計画の期間

本計画の期間は、本計画の関連計画である「としま男女共同参画推進プラン」の改定時期を考慮し、令和7年度（2025年度）から令和8年度（2026年度）までの2年間とします。

令和9年度以降は、「としま男女共同参画推進プラン」と一体となった計画として策定することを予定しています。



4 計画の体系図(目標と施策の方向、施策)



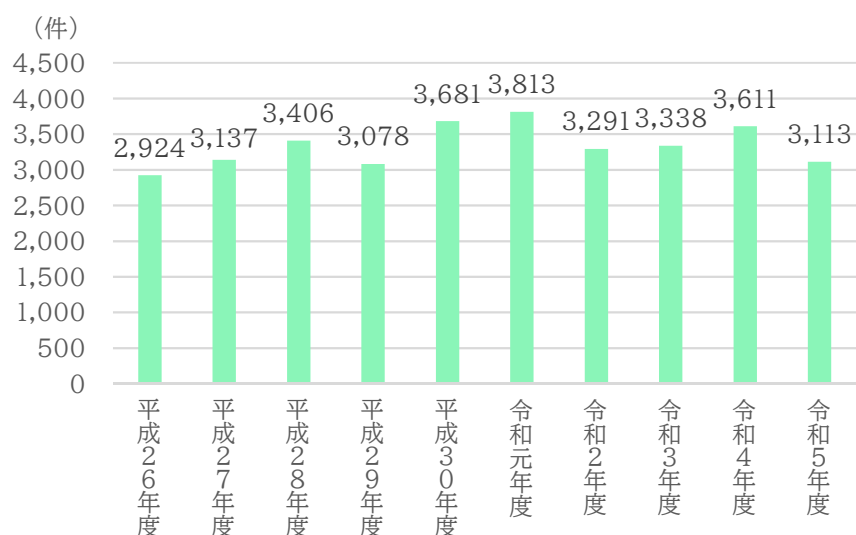
第2章 困難な問題を抱える 女性への支援の現状



1 困難な問題を抱える女性を取り巻く状況

(1) 女性相談の電話及び来所相談件数の推移

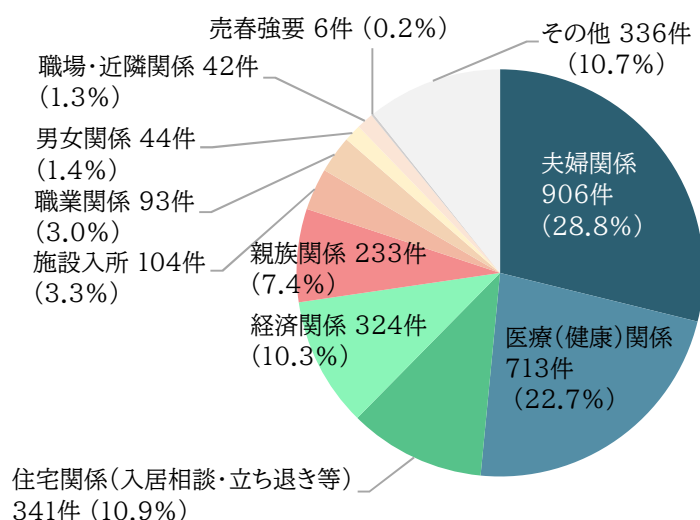
子育て支援課に女性相談支援員を配置して、妊娠、結婚、夫の暴力、離婚などで悩んでいる女性を対象に必要な、相談、助言、関係機関との連絡などを行っています。



資料：豊島区子育て支援課調べ

(2) 女性相談で受け付けた相談の内容(令和5年度)

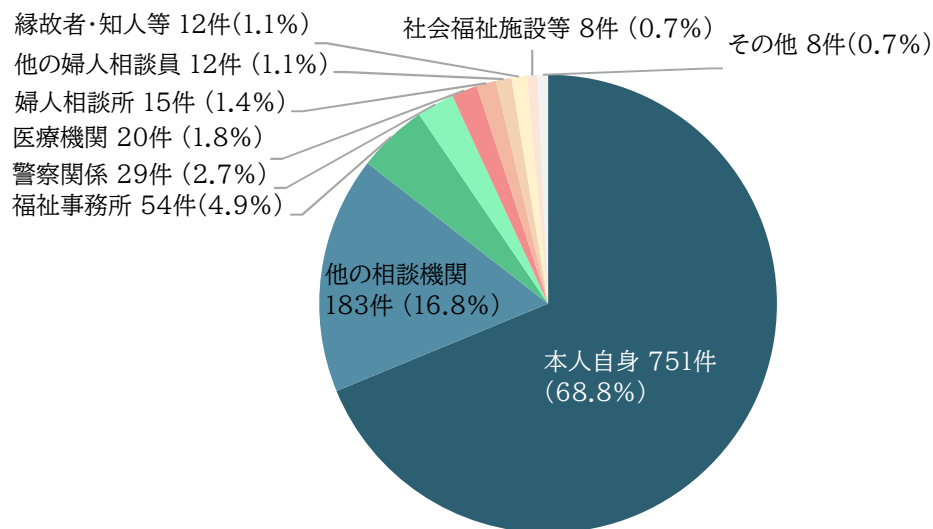
「夫婦関係」が 28.8%、医療(健康)関係が 22.7%、住宅関係(入居相談・立ち退き等)が 10.9%となっています。その他には、「帰来先なし(浮浪、家出、退院先なし等)」、「犯罪被害関係」が含まれます。



資料：豊島区子育て支援課調べ

(3)女性相談の経路別受付状況(令和5年度)

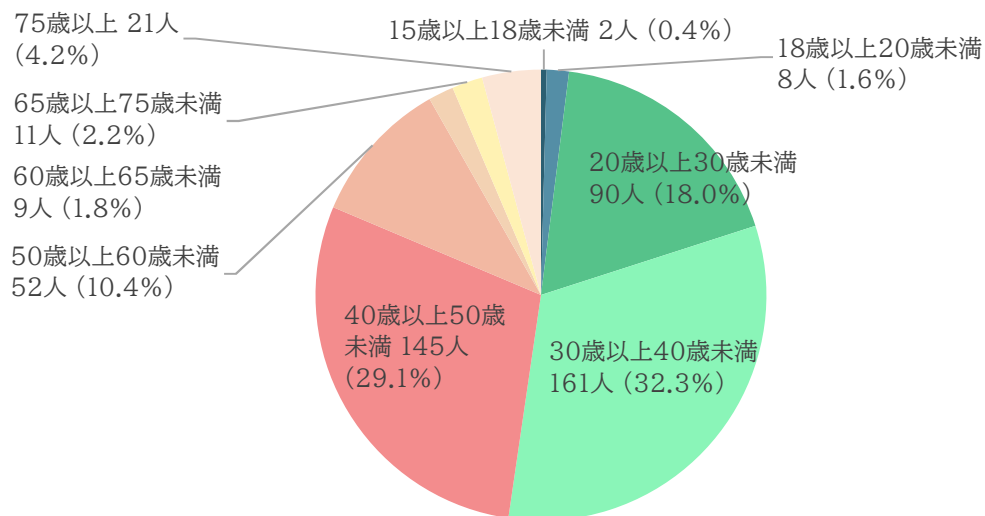
「本人自身」が68.8%、「他の相談機関」が16.8%、「福祉事務所」が4.9%となっています。



資料:豊島区子育て支援課調べ

(4)女性相談の来所者の年代(令和5年度)

「30歳以上40歳未満」が32.3%と最も多く、次いで「40歳以上50歳未満」が29.1%となっています。

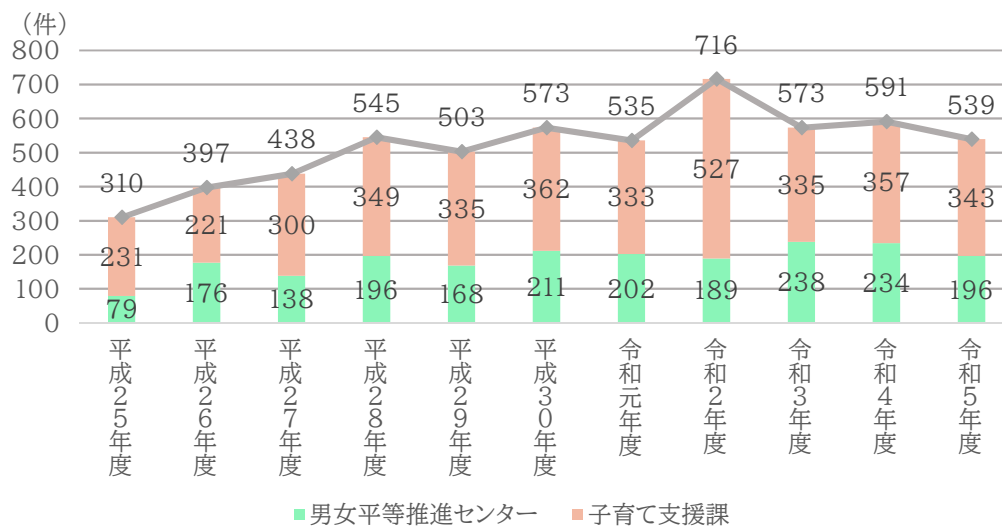


資料:豊島区子育て支援課調べ



(5)配偶者等暴力相談件数の推移

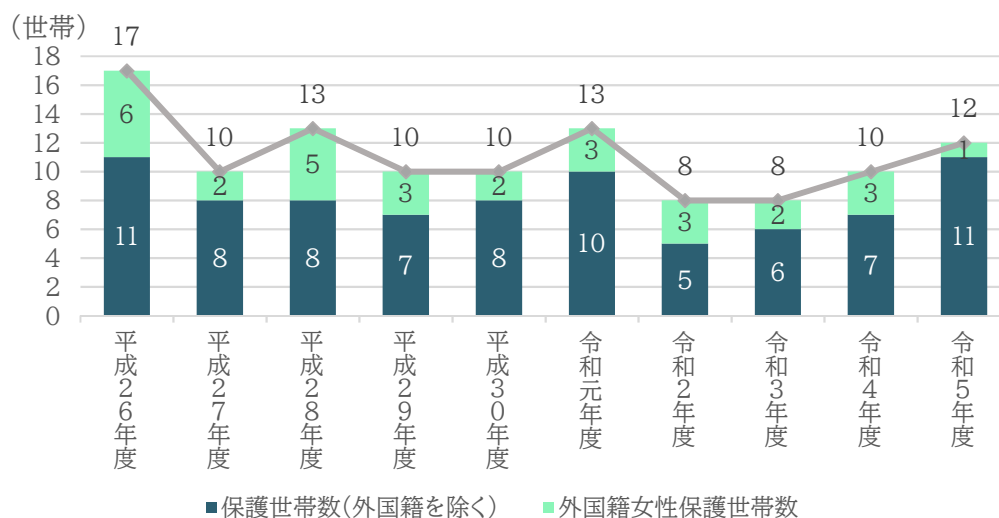
令和5年度は男女平等推進センターが196件、子育て支援課が343件となっています。



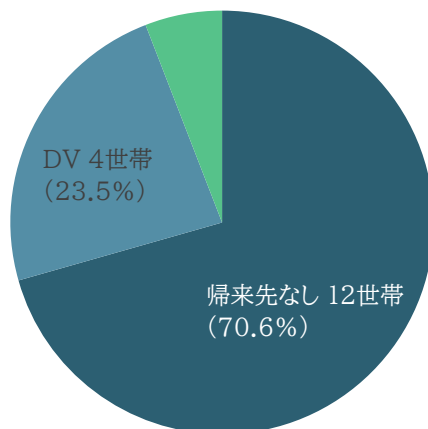
資料:豊島区男女平等推進センター・子育て支援課調べ

(6)母子等緊急一時保護世帯数の推移と保護理由

令和5年度の母子等緊急一時保護世帯数は12世帯となっています。また、平成26年度から令和5年度までの保護理由の割合は、「帰来先なし」が70.6%、「DV」が23.5%、「特定妊婦(特に支援が必要な妊婦)」が5.9%となっています。



特定妊婦 1世帯 (5.9%)

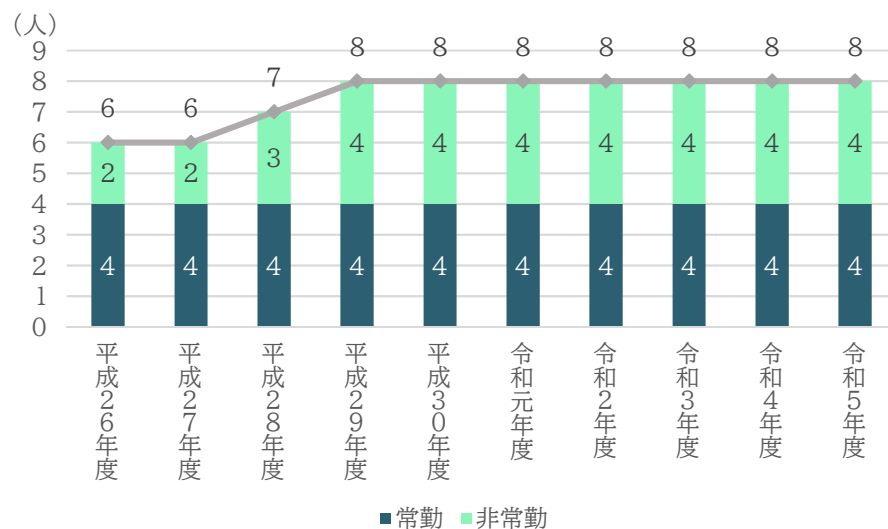


資料:豊島区子育て支援課調べ



(7)女性相談支援員の人数の推移

令和6年4月1日時点で、女性相談支援員は8名設置されています。令和5年度は、常勤が4名、非常勤が4名でした。



資料：豊島区子育て支援課調べ

(8)女性相談支援員の在職年数

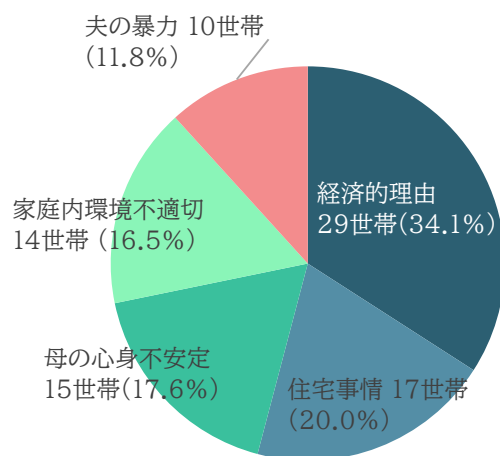
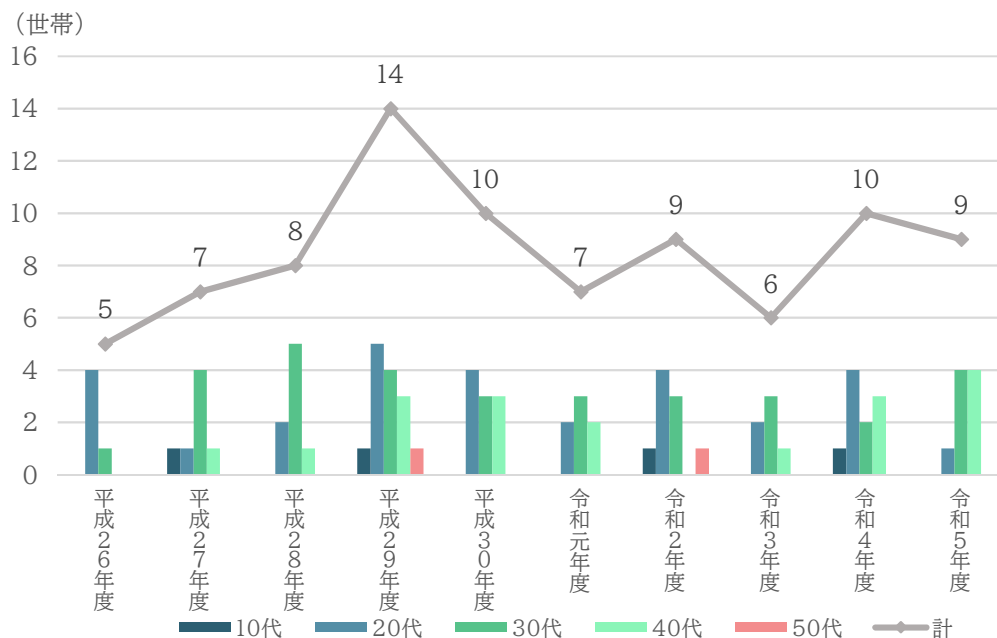
令和6年4月1日時点で、「3年未満」が4名、「3～5年未満」が1名、「5～10年未満」が3名となっています。

	3年未満	3～5年未満	5～10年未満	合 計
人 数	4人	1人	3人	8人

資料：豊島区子育て支援課調べ

(9)母子生活支援施設新規入所世帯数と入所理由

20代と30代の新規入所世帯数はほぼ同数となっています。また、入所理由は、「経済的理由」が34.1%、「住宅事情」が20.0%、「母の心身不安定」が17.6%となっています。



資料：豊島区子育て支援課調べ

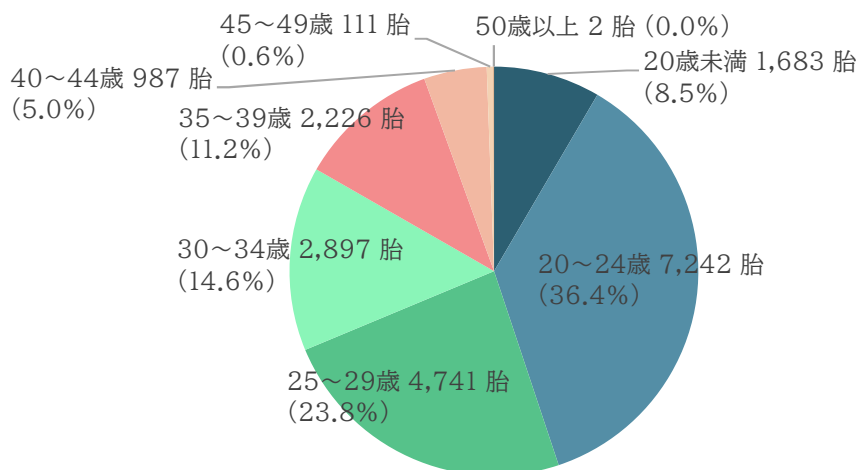
(10)豊島区の人工妊娠中絶総数 年代別割合(令和元年～5年度)

豊島区における令和5年度の人工妊娠中絶件数は、全体で 4,330 件であり、20～24 歳が最も多い 1,392 件となっています。20 歳未満については、391 件であり、令和元年～5年度における豊島区の人工妊娠中絶総数において、全体の8.5%を占めています。

(単位:胎)

	20 歳 未満	20～ 24 歳	25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 44 歳	45～ 49 歳	50 歳 以上	計
令和元年度	384	1,786	1,036	605	503	196	17	0	4,527
令和2年度	332	1,619	935	546	427	216	17	0	4,092
令和3年度	195	1,002	668	412	317	123	20	2	2,739
令和4年度	381	1,443	1,014	646	460	228	29	0	4,201
令和5年度	391	1,392	1,088	688	519	224	28	0	4,330

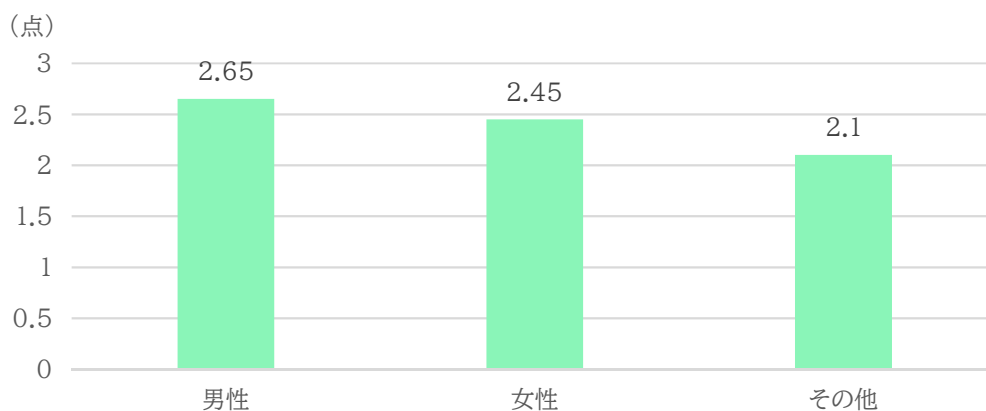
(注)母体保護法第 25 条に基づいて、豊島区内の医師より届出のあったものを集計。



資料:豊島区の保健衛生より

(11)こども・若者の性別ごとの自己肯定感

「男性」より「女性」の方が自己肯定感が低くなっています。



資料:こども家庭庁「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査(令和5年度)」より
備考:自己肯定感は「私は、自分自身に満足している」「自分には長所があると感じている」「今の自分が好きだ」の平均値。実際の調査では、上記3質問に対し、「そう思う(1点)～そう思わない(4点)で回答を求めているが、ここでは、得点を逆転させ、「そう思わない(1点)～そう思う(4点)」で分析を行った。つまり、得点が高いほど、自己肯定感が高いということを意味している。なお、本調査は満13歳から満29歳までの男女を調査対象としている。

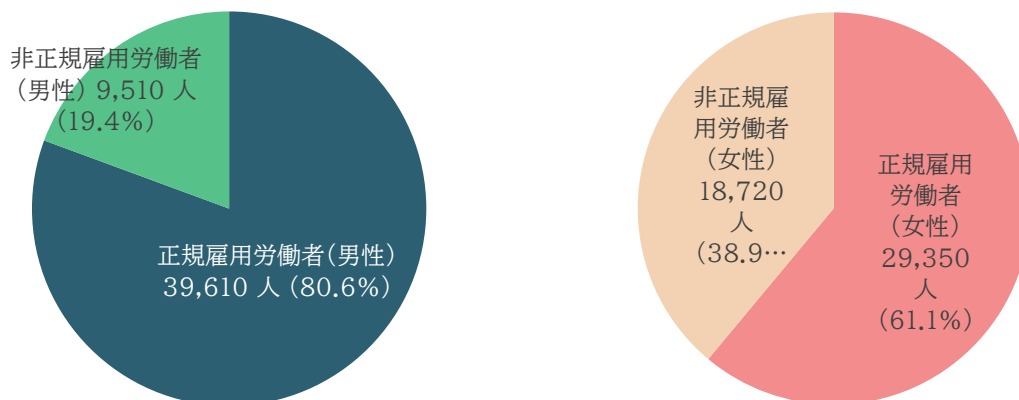
(12)女性の自己効力感

「女性の自己効力感」について「自分が社会に役に立つか」という質問に対する女性の回答を示すグラフを掲載予定。



(13) 豊島区の正規雇用労働者と非正規雇用労働者の状況(令和2年)

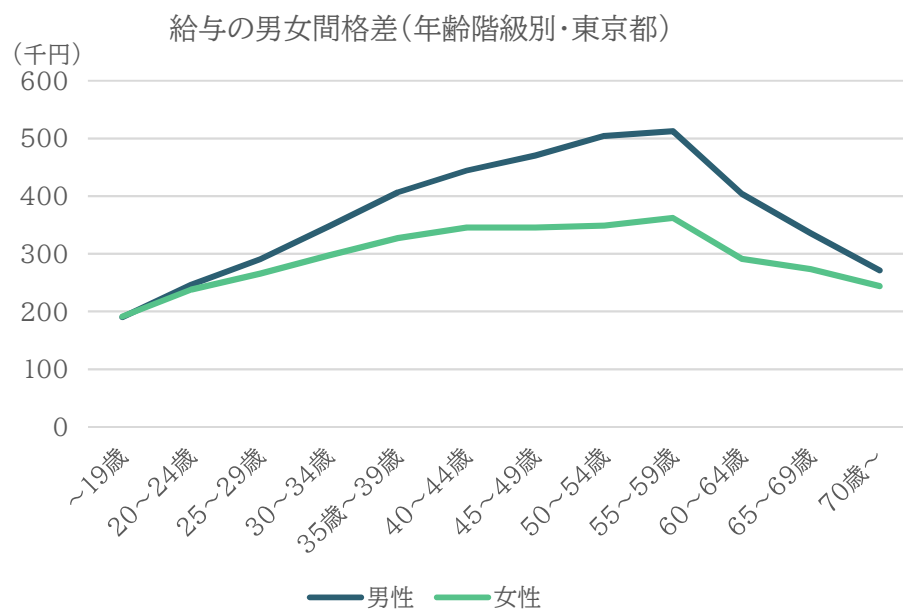
男性の正規雇用労働者の割合は 80.6%、非正規雇用労働者は 19.4%に対し、女性の正規雇用労働者は 61.1%、非正規雇用労働者は 38.9%となっています。



資料: 令和2年国勢調査より

(14) 給与の男女間格差

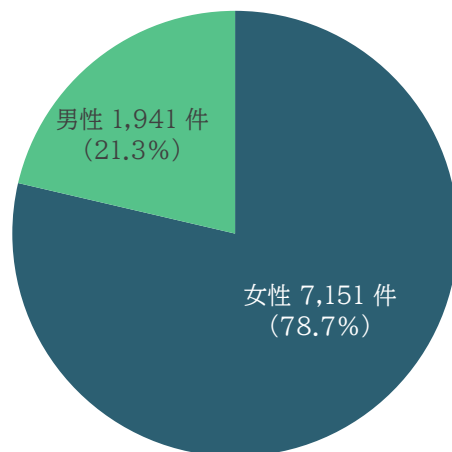
給与の男女間格差は「50～54 歳」が最も大きく、次いで「55～59 歳」が大きくなっています。



資料: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査(2022 年)」より

(15)配偶者からの暴力相談者の男女別割合(令和 5 年)

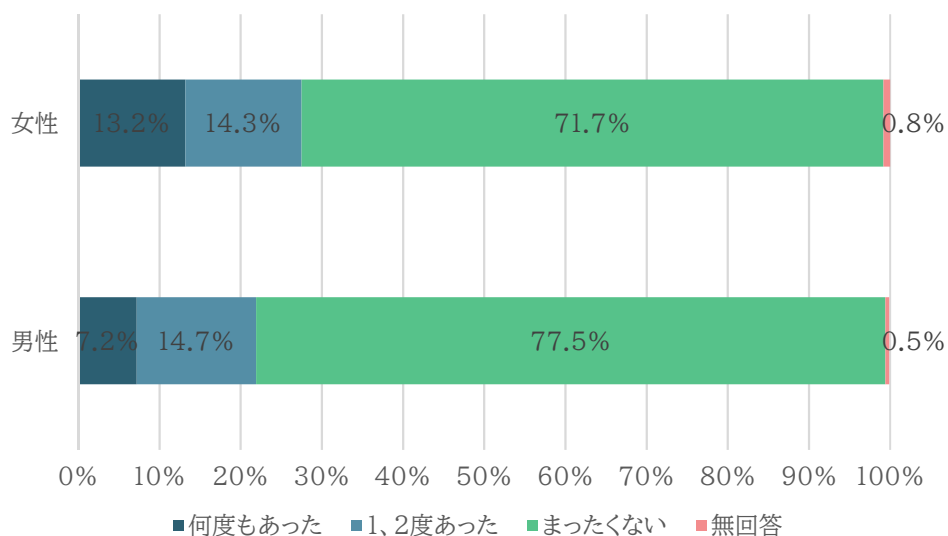
「女性」からの相談件数は 78.7%、「男性」からの相談件数は 21.3%となっています。



資料:警視庁「配偶者からの暴力事案の概況」より

(16)配偶者からの被害経験(令和5年度)

結婚したことがある女性の 27.5%、男性の 22.0%は、配偶者から暴力を受けたことがあり、そのうち何度も被害を受けていたのは、女性の 13.2%、男性の 7.2%となっています。



資料:内閣府男女共同参画局「令和 6 年度男女共同参画白書」より



2 関係機関・民間団体への調査結果

資料1－3から抜粋して掲載予定



第3章 計画の内容



1 早期発見から自立まで切れ目ない多様な支援の提供

現状と課題

□ 女性が抱える困難は、年齢や国籍、障害の有無、配偶者の有無、同居家族がいる、単身世帯であること等により様々です。すべての女性が自立した生活を送ることができる社会を実現するためには、困難な問題を抱える女性を早期発見し、個々の課題に対して多様な支援を切れ目なく包括的に提供することが必要です。

□ しかしながら、相談窓口の認知度は低く、支援の存在を知らず、支援を受けようとも考えていない女性が存在しています。そのため、多様な手段を活用し、広く周知を行うことで、相談につながっていない方、また、そもそも相談窓口があることを知らない方を早期に把握し、必要な時には支援を受けることができることを伝えていく体制の整備が求められています。また、周知を行う際には、当事者が相談しようと思えるような方法で周知することが重要です。

□ 困難な問題を抱えていても、直接行政機関へ相談することはハードルが高いと感じる方もおり、相談に結びつかない場合もあります。来所や電話による相談支援だけでなく、SNS 等を活用した相談支援に取り組む等、誰もが相談しやすい体制整備を行っていくことが必要です。

□ さらに、気軽に立ち寄り、安心して自分の気持ちや悩みを話すことができ、必要な場合は支援者や他の当事者とも交流することができるような居場所の提供が欠かせません。

□ 困難を抱える女性の中には、性的な被害や、配偶者、親族等からの身体的、心理的、性的な暴力等の被害を受け、心的外傷を抱えている方や、差別や社会的排除等の経験に起因する困難や生きづらさ等を抱えている方も多く含まれます。

□ 自立支援に向けた第一歩として、まず健康支援が重要です。心身の健康の回復には一定の期間を要するため、関係各所と連携し、個々の支援対象者の状況の違いに応じた専門的な支援を通じて、丁寧に回復につなげていく必要があります。

□ そして、様々な背景から日常生活に必要な基礎的知識や習慣を身につける機会が少なかった方もいることを踏まえ、多様な生活支援が求められます。被害によって奪われてきた、あるいは育まれてこなかった、コミュニケーションの取り方を含めた生活する力の獲得に向けた支援が必要です。

□ 困難な問題を抱える女性への支援において、自立とは経済的な自立のみではなく、個々の支援対象者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現することを指します。支援対象者が地域社会において安定的な生活を営むためには、就労支援はもちろんのこと、居住支援も必要です。

□ 以上のように、困難な問題を抱える女性をできる限り早期に把握し、切れ目なく多様な支援を提供していきます。

施策 ① 早期把握のための仕組みづくり

相談窓口や支援施策について、区ホームページへの掲載や広報紙、チラシ、SNS 等、様々な媒体を活用して幅広く周知するとともに、気軽に安心して立ち寄ることのできる居場所を提供し、早期把握・早期支援に努めます。

番号	主な取組/事業	内容	所管課	重点事業
1	アウトリーチ等による支援対象者の早期把握	アウトリーチをはじめ、来所・電話・メール等による相談、SNS 等を利用し、支援対象者が相談につながりやすい環境の整備に努めます。	男女平等推進センター 自立促進担当課長 高齢者福祉課 保健予防課 子ども若者課 児童相談課 子ども家庭支援センター 教育センター	★
2	気軽に立ち寄れる居場所の整備	区関係施設や空き家を活用し、気軽に立ち寄り、安心して自分の気持ちや悩みを話すことができ、必要場合は支援者や他の当事者とも交流することができるような居場所の整備に努めます。また、当事者や家族向けの講演会等も行います。	男女平等推進センター 地域区民ひろば課 自立促進担当課長 高齢者福祉課 子ども若者課 子ども家庭支援センター 住宅課	

施策 ② 健康・生活・就労・居住支援の充実

困難な問題を抱える女性が、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現できる社会を目指し、個々の課題に対して、多様な支援を切れ目なく包括的に提供します。

番号	主な取組/事業	内容	所管課	重点事業
3	こころと身体健康支援	医療機関等と連携した専門的な支援により、丁寧に回復につなげていきます。伴走型支援や、特に支援が必要な妊産婦への支援等も実施します。	男女平等推進センター 自立促進担当課長 保健予防課 健康推進課 長崎健康相談所 子育て支援課 児童相談課 子ども家庭支援センター 教育センター	★



番号	主な取組/事業	内容	所管課	重点事業
4	生活支援	関係機関とも連携しながら、生活に関する相談の機会を提供し、安定的な生活を送ることができる力を身につけるための環境を整備します。	男女平等推進センター 自立促進担当課長 生活福祉課 西部生活福祉課 子育て支援課 子ども家庭支援センター	
5	就労等の日中活動の支援	個々の生活状況に合わせ、就労支援を行っている関係機関や民間団体と連携した就業支援を行います。また、就労に関する悩みや疑問の解消、スキルアップをテーマとした講座や、女性に特化した創業支援等も実施します。	男女平等推進センター 生活産業課 自立促進担当課長 障害福祉課 子育て支援課	
6	居住支援体制の推進	<u>住宅確保要配慮者</u> の入居を断らないセーフティネット住宅の登録促進や家賃低廉化補助等による、民間賃貸住宅の空き家・空き室を活用した居住支援を実施します。また、庁内連携による入居相談支援体制の強化を図ります。	自立促進担当課長 住宅課	



2 様々な困難を抱える女性への施策の推進

現状と課題

□ 女性は、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害やDV被害に、より遭遇しやすい状況にあり、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在します。また、経済社会において男女が置かれた状況の違いなどを背景に、女性は、非正規雇用労働者など不安定な就労状況や経済的困窮に陥りやすく、孤立、差別や偏見などの社会的経済的困難等に直面するおそれがあります。

□ 若年世代から子育て世代、中年・高齢世代と、それぞれのライフステージによっても、家庭生活や社会生活の中で抱える生きづらさや困難な問題は多岐に渡り、また、自身の国籍や出自、疾病や障害、過去の経験等に起因する、様々な複合的な差別や社会的排除に直面し、抱えている問題自体が複雑化・複合化しています。

□ 本区はこれまでも女性相談やDV専門相談、からだやこころ相談等の困難な問題を抱える女性のための相談窓口を設置し、各相談窓口と女性相談支援員が連携し、支援を行ってきました。しかし、困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる制度は、児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等、多岐に渡っており、支援を必要とする人が、最初にたどり着く可能性のある相談窓口は様々であると考えられます。多様化・複雑化・複合化した問題の解決には、支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、最初に相談を受けた各窓口での対応の充実を図るとともに、女性相談支援員を中心として相互に連携し、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供する体制を構築することが必要です。

□ 特に、若年女性は行政の支援が届きにくく、事態が重篤化してからようやく繋がることも少なくありません。民間団体によると、若年女性が支援を求めない理由として、自分の経験や気持ちを言語化するのが苦手であり、自己責任を内面化し、自己肯定感が低いこと、また、困難な状況に陥っても、私的なことを「役所に頼る」発想が薄いことや、行政の窓口は「敷居が高い」、「相談する」こと自体にハードルを感じていることなどをあげています。

そうした支援の届きづらい予備軍を早期発見し、適切かつ迅速に、専門機関や支援につなぐためには、一人ひとりの生きづらさに寄り添いながら、つながるための支援、つながり続ける支援が欠かせません。本区では、令和3年1月に「すずらんスマイルプロジェクト（※詳細はコラム参照）」を立ち上げ、若年女性支援に積極的に取り組んできました。民間団体や関係機関、当事者世代等との連携をさらに強化し、取組をさらに進めていくことが重要です。

□ また、障害のある女性は、障害があることと女性であることの両面で生きづらさや困難を抱えており、障害のない女性よりも困難な状況に陥るにも関わらず、女性施策からも障害者福祉施策からもみえづらく、支援が行き届きにくい現状があります。同様に、外国籍の女性や、性自認が女性のトランスジェンダー等も複合的に困難な状況に置かれやすい傾向にあります。そのような状況にあることに留意し、当事者に寄り添った支援をしていくことが求められています。



施策 ③ 若年女性支援の充実

若年女性は、支援が必要でも行政につながりにくく、積極的なアウトリーチ等の支援体制の構築が必要であり、庁内外・区内外の多様な支援主体と連携し、その知識・強み・資源を最大限活用して、適切かつ迅速な支援に取り組むための体制を整えます。

番号	主な取組/事業	内容	所管課	重点事業
7	すずらんスマイルプロジェクトの推進 ⇒コラム	生きづらさを抱える若年女性を確かな支援につなげるため、庁内横断で取り組むとともに、民間団体や当事者世代、企業等とも連携・協働し、SNS などを活用した当事者に届く情報発信や支援の輪を広げる取組を進めていきます。	男女平等推進センター (事務局)	★
8	ヤングケアラーへの支援体制の強化	ヤングケアラーについての周知活動や勉強会を実施するほか、支援機関の橋渡し役となるコーディネートや SSW(スクールソーシャルワーカー)が、関係機関と連携し、ヤングケアラーの支援に取り組みます。	子ども若者課 子ども家庭支援センター 教育センター	
9	予期せぬ妊娠や特に支援が必要な妊産婦への支援の充実	関係機関が連携し、妊娠期から産後に至るまで、見守りが必要な妊産婦への支援を継続して行います。	健康推進課 長崎健康相談所 子育て支援課 児童相談課 子ども家庭支援センター	
10	安全・安心なまちづくりの推進	警察や地域団体等と定期的実施している環境浄化パトロールや各種キャンペーン等における声掛けの中で、若年女性が抱えるトラブル等を把握した際は、関係機関と連携し対応する等、安全・安心なまちづくりを推進します。	治安対策担当課長 男女平等推進センター	

番号	主な取組/事業	内容	所管課	重点事業
11	若年層に向けた啓発と予防教育の充実	大学や学校等と連携し、 <u>デートDV</u> や性と生に関する健康等の啓発・教育を進めます。	男女平等推進センター 健康推進課 長崎健康相談所 指導課	
12	生理用品の無償配布	経済的な理由等により生理用品を購入できない「生理の貧困」に係る取組として、区施設での生理用品の無償で配布します。また、区施設の女性トイレに生理用品無料配布システムを設置しています。区立小中学校でも、小中学生が安心して学校生活を送れるよう一部のトイレに生理用品を設置しています。	男女平等推進センター 子ども若者課 子育て支援課 庶務課	



コラム

「なんとなく生きづらい」を「たしかな支援」につなげていく、若い世代の女性のための支援プロジェクト

すずらんスマイルプロジェクト

コロナ禍により、10代から20代の女性の貧困や虐待、自殺などの諸問題が顕在化したことを受け、生きづらさを抱えた若年女性を確かな支援につなげることを目的に、令和3年1月29日に立ち上げたプロジェクトです。

当初は現区長である高際みゆき副区長をリーダーに、女性管理職10名で活動していましたが、若年女性に本区の施策が届くよう、当事者に近い若手女性職員も趣旨に賛同し活動に参加しています。

令和5年度から、区長直轄のプロジェクト位置づけ、部課長を含めた男性職員もメンバーに加えるなど、組織体制を強化し、これまで以上に全庁的な取組として、若年女性の支援を進めています。

若手職員の自由な意見や発想を取り入れ、自治体初となる生理用品の無償配布や、当事者目線のホームページや支援リーフレットの作成、SNSを活用したターゲティング広告の実施など、スピード感をもって、組織横断的に取り組んでいます。

また、令和6年4月施行の「困難女性支援法」に基づく「支援調整会議」の試行モデルとなった「すずらん・ネット会議」をはじめ、民間団体や大学、企業等との連携を一層強化し、様々な取組を進めています。



【イベントでのPR活動】



【民間団体と連携して作成した
支援リーフレット】

【SNSを活用した
ターゲティング広告】

施策 ④ 複合的課題を抱える女性への支援

女性相談支援員を中心に、庁内各署の相談員や関係機関、民間団体等とも連携し、障害の有無、年齢やライフステージ、国籍、性自認や性的指向等、対象者の抱えている多様で複合的な問題やその背景、心身の状況等に合わせ、幅広い相談を受け止め、寄り添い、つながり続ける支援に取り組むための体制を整えます。

番号	主な取組/事業	内容	所管課	重点事業
13	女性相談支援員を中心とした総合的支援	女性相談支援員と各種相談窓口の連携を図り、円滑な相談支援を進めます。また、支援の中核的な役割を担う女性相談支援員は、支援対象者のニーズに照らし合わせ、問題や背景等の内容をともに整理し、関係機関等との調整を進めます。 女性相談支援員が支援対象者に寄り添いながら、各種社会福祉サービス等の必要な支援につなげます。	子育て支援課	★
14	女性支援ハンドブックの作成	必要な支援は、相談からはじまり、広範で多岐に渡るため、切れ目のない支援ができるよう、女性相談支援員をはじめ、関係各課の職員向けの女性支援ハンドブックの作成に取り組みます。	男女平等推進センター 子育て支援課	
15	外国籍の人、障害者、多様な性自認・性的指向の人々への支援	DVをはじめ困難や被害、悩みがより潜在化しやすい傾向にある外国籍の人、障害者、多様な性自認・性的指向の人々等に対して、当事者の立場に寄り添った支援に取り組みます。	多文化共生推進担当課長 区民相談課 総務課 男女平等推進センター 障害福祉課 子育て支援課 指導課	



3 多様な主体による支援体制整備

現状と課題

□ 法は、困難な問題を抱える女性支援の施策を講ずる際には、関係地方公共団体間の緊密な連携を図るとともに、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設、福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練期間、教育機関、警察、日本司法支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮するものとしています。

□ 注目すべき特徴の一つとして、「民間団体との協働による支援」を法に明確に位置付けたことが挙げられます。

地域には様々な分野で活躍する民間団体が存在し、それぞれの設置目的に従って、独自の活動をしています。性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害、予期せぬ妊娠、不安定な就労状況、経済的困窮、孤立などの社会経済的困難に陥るおそれがある女性を、年齢、障害の有無、国籍等に関わらず支援するためには、こうした取組みを行う団体と、その自主性を尊重しつつ協働していくことが不可欠です。

□ 区が、協働するにあたっては、「豊島区自治の推進に関する基本条例(平成18年条例第1号)」の協働の原則にもあるように、多様な主体が役割分担及び対等な協力関係に基づき、ともに活動する理念のもと、支援体制の構築、相互理解のための取組み、情報共有、関連事業の企画・運営などを進めていくことになります。

□ 豊島区やその近隣で、直接的・間接的に女性支援を行う団体は、多種多様に存在していると考えられますが、区との連携・協働が進んでいる団体はその一部であるため、意見交換等を行いながら、お互いの状況を理解したうえで、庁内関係部署、関係機関も含めた顔の見える関係づくりを行い、ネットワークを構築して支援の輪を広げていくことが重要です。

□ 庁内において、支援のための最初の受け皿は関係分野の相談窓口となりますが、困難な状況に陥っている場合、問題の性質を見極め、整理して言語化すること、あわせて的確な相談窓口を探し出し、主体的に連絡をとることは大変な労力やエネルギーを必要とします。そうした状況で区に寄せられたSOSをとりこぼさず、丁寧にその意図を汲み取り、適切かつ迅速に支援をスタートするために、相談業務従事者の資質の向上や相談支援機能を強化して、より支援対象者に寄り添った体制を築くことが求められます。

□ 一方で、区や関係機関、民間団体に相談できる、支援を求めることができるということ、更には自身が困難な状況に陥っていること自体を、支援対象者自身が認識できていない場合があるということも課題の一つです。相談窓口や関連事業の周知はもとより、早期に自身が置かれている状況に気づけるよう、予防にも資する啓発事業を充実させるとともに、自己がかけがえのない存在であることを理解し、自己肯定感を高め、困難な状況から脱却する際の力の源ともなるエンパワーメント

につながる事業を充実させることが効果的な対策となります。

□ 支援対象者となりうる女性のみならず、すべての人が困難な問題を抱える女性への支援に関し、関心と理解を深められるよう国と地方公共団体が教育と啓発に努めることも法に規定されています。法の施行からまだ日が浅く、その趣旨が十分に浸透していないと考えられることから、当初は、特に力を入れて、普及啓発に取り組む必要があります。様々なライフイベントや日々の生活の中で、誰もが困難な状況に陥るリスクを有しており、特別なものではないことを理解することで、時には支援対象者も含む一人ひとりが支援の担い手となり、地域全体で困難な状況にある女性を支えていく意識を醸成していきます。

コラム

としま包摂ネットワークの取組み

包摂という言葉をご存知ですか？包摂とはインクルージョンともいわれ、いろいろな人がその個性や特徴を認め合い、違いを受け入れながら、ともに働き、活動するという概念を指します。

「としま包摂ネットワーク」は、すべての人がその人らしく生きるために必要な「味方」とそれぞれの長所に目を向けて「出番」をつくり、サポートするための、豊島区の地域を中心とした包摂的なネットワークです。

豊島区内のさまざまな強みやリソースを持つ支援団体・人をつなぎ、コミュニケーションを取り、お互いに気軽にサポートを求めあえるような関係構築を目指して令和5(2023)年に立上げられました。

地域では多種多様な団体がその目指すところにより、特徴ある支援活動を行っていますが、支援する側も限定的な活動範囲に由来して孤立していることがあります。としま包摂ネットワークでは主にメーリングリストを支援ツールとして活用しながら、支援者間のネットワークをつくり、支援を必要とする人が抱える複合的な問題に様々な角度から取り組めるよう、また、地域全体で包摂的なサポートができるよう、地域サポーター養成セミナーを開催して、担い手を増やしています。

また、団体の事務局を法律事務所が担っているため、司法による問題解決につなげやすいのも「強み」のひとつです。

連携イメージのイラストを掲載予定



施策 ⑤ 庁内外支援体制の整備

庁内外・区内外の多様な支援主体が連携し、その知識・強み・資源を最大限活用して、多様化・複合化・複雑化する問題を抱える女性への適切かつ迅速な支援に取り組むための体制を整えます。

番号	主な取組/事業	内容	所管課	重点事業
16	支援調整会議の設置	困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報交換や、支援の内容を協議するために、関係部署、関係機関、民間団体等を構成メンバーとする支援調整会議を設置します。	男女平等推進センター	★
17	他自治体等との連携	先進的な取組みを行っている自治体との意見交換を行い、支援内容の充実を図ります。 民間団体や支援者に対しても、実情に応じた効果的な研修の機会を提供し、支援体制の強化に努めます。	男女平等推進センター 自立促進担当課長 子育て支援課 児童相談課	
18	相談支援機能の強化	警察及び民間団体との連携により 24 時間相談受付体制の確保に努めます。 多様な性自認・性的指向の人々を含めた、性別等に関わらず相談しやすい環境を整備します。 女性相談支援員等が様々なサービスを活用した支援ができるよう、研修を充実させます。	支援に関わる 相談窓口設置課	
19	支援者のメンタルケア等の充実	複雑困難な事例による支援者側の精神的負担への配慮や事例研究等によるスキルアップに取り組めます。また、女性相談支援員等の心身の健康を守るために、セルフケア等のメンタルヘルス対策を行います。	人材育成担当課長 男女平等推進センター	

施策 ⑥ 民間団体や関係機関との協働の推進

地域で活動する民間団体の支援の状況や課題等に関する意見交換等を通じ、豊富な知見や経験を施策に生かすとともに、つなげ・つながり合うような橋渡しや、関係機関や民間団体と協働して、女性支援に係る各種事業を実施します。

番号	主な取組/事業	内容	所管課	重点事業
20	協働推進のベースづくり	協働推進のベースづくりのため、地域で活動する民間団体との意見交換等を実施し、その豊かな知見と経験を施策に生かします。	男女平等推進センター 子ども若者課	
21	ネットワークの構築	行政や関係機関、民間団体等のネットワークを構築し、それぞれの取組みを情報共有するとともに、顔の見える関係づくりにより、連携体制の強化を図ります。 連携・協働に関連する職員研修を実施します。	人材育成担当課長 男女平等推進センター 自立促進担当課長 保健予防課 子ども若者課 子育て支援課 児童相談課 子ども家庭支援センター 住宅課	★
22	協働事業の実施	支援対象への支援の一部の委託事業化や補助制度の検討なども含め、民間団体の強みを活かし、協働して支援事業を展開します。	男女平等推進センター 自立促進担当課長 子ども若者課 児童相談課 子ども家庭支援センター 住宅課	



施策 ⑦ 困難女性支援に対するすべての人の理解の促進

支援対象者がその困難な状況と問題に気づき、自身がかげがえのない存在であることや支援を受けられることを知ることができ、また、支援につなげられるよう図るとともに、すべての人が困難な問題を抱える女性とその支援について関心と理解を寄せられるよう普及啓発を進めます。

番号	主な取組/事業	内容	所管課	重点事業
23	当事者のエンパワーメント	自己肯定感向上や自己がかげがえのない個人であること、困難に直面した場合は支援を受けられること等の意識の醸成を図るための啓発を充実させます。当事者同士や支援者がつながるための取組を進めます。	男女平等推進センター 自立促進担当課長 子ども若者課 子育て支援課 児童相談課	★
24	区民・事業者等への普及啓発	若年層の性暴力被害予防月間や女性に対する暴力をなくす運動、各種イベント等、様々な機会をとらえ、困難な問題を抱える女性への理解を促進するとともに、誰にも起こりうる身近なものであると理解することで被害や加害を生み出さないよう、啓発方法や内容を工夫した効果的な情報発信に努めます。また、相談窓口や活用できる施策について積極的に周知を行います。 国の動向を注視しつつ、 <u>加害者プログラム</u> を開催する等、加害者自身の責任の自覚により、暴力の再発を防ぐための取組を検討し、暴力のないパートナーシップの実現を目指します。 女性支援施策に関する区民に対する教育・啓発、広報等を実施します。	男女平等推進センター 自立促進担当課長 子ども若者課 子ども家庭支援センター	

第4章 計画の推進



1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、関係各課が連携して計画に基づく施策を着実に実施するとともに、「困難女性支援に関する庁内連絡会議」において適宜、情報共有や意見交換等を行い、全庁的な体制により、円滑かつ効果的な推進を図ります。あわせて、地域の支援関係者や関係機関等との連携・協働し、区全体として施策を推進していきます。

2 評価・進捗管理

本計画における年度ごとの取組み状況の確認・評価については、事業を実施している担当課において事業の内容を評価する実施状況調査を行い、結果の取りまとめを男女共同参画推進会議及び男女共同参画推進委員会（区の内部会議）に提出します。そこでの検討を踏まえ、評価結果を次年度の事業改善につなげていきます。

また、設定された計7の数値目標についても、毎年度確認して進捗状況や成果を把握し、2年後の計画の見直しにつなげます。

指標

施策	評価指標名	現状値 令和6(2024)年度	計画目標 令和8(2026)年度
①早期把握のための仕組みづくり	相談できる場を知っている人の割合【%】	— (令和7年度以降集計)	
②健康・生活・就労・居住支援の充実	専門医による「女性の健康相談」と「こころの相談」の女性相談件数【件】	女性の健康相談 32 件 こころの相談 22 件	
③若年女性支援の充実	SNS を活用したターゲティング広告によるインプレッション数・リーチ数【回】	インプレッション数 1,421,198回 リーチ数 5,822回	インプレッション数 1,500,000回 リーチ数 6,200回
④複合的課題を抱える女性への支援	女性相談件数【件】	3,113件	
⑤庁内外支援体制の整備	関係機関や民間団体との支援調整会議関連会議開催数【件】	—	

施策	評価指標名	現状値 令和6(2024)年度	計画目標 令和8(2026)年度
⑥民間団体や関係機関との協働の推進	支援状況調査回答民間団体数【団体】	20団体	
⑦困難女性支援に対するすべての人の理解の促進	当事者のエンパワメントにつながる事業実施数【件】	—	



参考資料

参考資料

- ・用語解説
- ・男女共同参画推進会議委員名簿
- ・計画策定にあたって開催した会議開催経過
- ・困難女性支援法

